

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 7 月 29 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600046号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600035号

第1 結論

昭和51年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、20歳になった当時はA県に住んでいたが、住民票は実家のあるB県C町(現在は、D市)に置いたままであったので、国民年金については、母が、同町役場において加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料については、A県で結婚することになったため、昭和52年4月に同県E市に住民票を移したところ、同市役所から催告されたので、私が、同市の出張所の窓口において納付した。

昔のことなので、覚えていることは少ないが、領収証書が残っていることから、請求期間の国民年金保険料を納付したことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された国民年金保険料に係る領収証書を見ると、請求者の氏名及び国民年金手帳記号番号等が手書きされ、手書きされた納付期間及び納付金額は、請求期間及びその法定の国民年金保険料額とそれぞれ一致している上、昭和53年2月27日付けのA県E市の出張所(当時)の出納員による領収印が押されているところ、E市は、当該領収証書について、「E市の当時の手書き納付書と思われる。」と回答している。

また、請求期間の国民年金保険料は、前述の領収印が押された昭和53年2月27日時点において、時効期限は未到来であるものの、市役所において収納することができない過年度保険料(国庫金)である。このことについて、E市は、「過年度保険料を誤って収納した場合、そのまま請求期間に収納したか、還付したか、期間を変更したかなど不明である。」旨回答しているところ、F年金事務所は、「請求者の請求期間に係る国民年金保険料について、還付又は充當の情報は無かった。」旨回答していることから判断すると、前述の領収証書によって納付が確認できる国民年金保険料は、請求期間に係るものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600052号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600090号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年11月21日、喪失年月日を平成27年6月15日とし、平成26年11月から平成27年5月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、平成26年11月21日から平成27年6月15日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年11月21日から平成27年6月15日まで

請求期間について、B社がデイサービス部門を独立させたA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及び預金通帳、C市D課から提供された請求期間の一部期間に係るA社の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」、並びに請求期間当時の同社の代表取締役及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は、商業登記の記録及びC市D課の回答により、請求期間当時、介護事業者の指定を受けている法人であり、前述のC市D課から提供された資料並びに請求期間当時の同社の代表取締役及び同僚の陳述等により、従業員を常時一人以上使用していたと推認できることから、厚生年金保険法に規定する適用事業所の要件を満たしている事業所であったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年11月21日、喪失年月日を平成27年6月15日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された平成26年12月分の給与明細書から、22万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600053号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600091号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年11月21日、喪失年月日を平成27年6月15日とし、平成26年11月から平成27年5月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、平成26年11月21日から平成27年6月15日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年11月21日から平成27年6月15日まで

請求期間について、B社がデイサービス部門を独立させたA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及び預金通帳、C市D課から提供された請求期間の一部期間に係るA社の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」、並びに請求期間当時の同社の代表取締役及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は、商業登記の記録及びC市D課の回答により、請求期間当時、介護事業者の指定を受けている法人であり、前述のC市D課から提供された資料並びに請求期間当時の同社の代表取締役及び同僚の陳述等により、従業員を常時一人以上使用していたと推認できることから、厚生年金保険法に規定する適用事業所の要件を満たしている事業所であったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年11月21日、喪失年月日を平成27年6月15日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された平成26年12月分の給与明細書から、20万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600178号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600092号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月31日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、平成26年7月31日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月31日

請求期間にA社から賞与を支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無いので、記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支払明細書により、請求者は、請求期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書により確認できる賞与額から19万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600179号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600093号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月31日の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、平成26年7月31日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月31日

請求期間にA社から賞与を支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無いので、記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社の破産管財人から提出された請求期間に係る賞与支払明細書により、請求者は、請求期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書により確認できる賞与額から20万7,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600019号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600094号

第1 結論

請求者のA社における平成21年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成22年1月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成21年5月から同年8月までは38万円、平成22年1月から同年4月までは41万円、平成22年5月から平成23年8月までは47万円とし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年5月から同年8月までの期間及び平成22年1月から平成23年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年1月1日から平成23年9月1日まで

平成20年1月にA社に入社し、平成21年1月及び平成22年1月にそれぞれ昇給したにもかかわらず、請求期間における標準報酬月額が変更されていない。

給与明細書等を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成21年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成22年1月1日から平成23年9月1日までの期間については、A社の事業主から提出された請求者に係る賃金明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿、請求者から提出された給与明細書、並びにB市から提出された請求者に係る所得・課税状況等調査回答書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録(厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録を除く。以下同じ。)における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成21年5月から同年8月までの期間及び平成22年1月から平成23年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者に係る賃金明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成21年5月から同年8月までは38万円、平成22年1月から同年4月までは41万円、平成22年5月から平成23年8月までは47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する

義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付について、確認できる資料はなく具体的には覚えていない旨陳述しているところ、事業主から提出された請求者に係る賃金明細書等により認められる報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が、平成21年5月1日から平成23年9月1日までの長期間にわたり一致していないことから、上記訂正に係る期間について、事業主は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成21年1月1日から同年5月1日までの期間及び平成21年9月1日から平成22年1月1日までの期間については、事業主から提出された請求者に係る賃金明細書及び請求者から提出された給与明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600020号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600095号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月から平成22年8月までは32万円、平成22年9月から平成23年8月までは34万円とし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月から平成23年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年1月1日から平成23年9月1日まで

平成20年1月にA社に入社した際の年俸額は300万円であったが、同年9月に、入社時に遡って年俸額を400万円に訂正され、それまでに支給された給与との差額を一括して受け取ったので、標準報酬月額は、入社時(平成20年1月)から34万円に訂正されるべきと思われるが、請求期間の標準報酬月額が26万円となっている。

給与明細書等を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成20年12月1日から平成23年9月1日までの期間については、A社の事業主から提出された請求者に係る賃金明細書、給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与振込に係るカードサービス利用明細、請求者から提出された給与明細書及び課税証明書、B市から提出された請求者に係る課税証明書、並びに事業主の回答により、請求者が、当該期間において、オンライン記録(厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録を除く。以下同じ。)における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成20年12月から平成23年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者に係る賃金明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月から平成22年8月までは32万円、平成22年9月から平成23年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する

義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付について、確認できる資料はなく具体的には覚えていない旨陳述しているところ、事業主から提出された請求者に係る賃金明細書等により認められる報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が、平成20年12月1日から平成23年9月1日までの長期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成20年1月1日から同年12月1日までの期間については、事業主から提出された請求者に係る賃金明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿、請求者から提出された給与明細書並びに事業主の回答により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。